

法定義務講習のご案内

1.資格取得後に必要な法定義務講習とは

高圧法では、一定規模以上の高圧ガス製造事業所に対して保安責任者を、また、LP法では、LPガス販売事業者に対して業務主任者の選任を義務付けています。

こうした選任をされた方や液化石油ガス設備士及び充てん作業員に対して、それぞれの法令では、一定の期間ごとに講習を受けることを義務付けています。

(1) 高圧法関係

高圧法 第27条の2 第7項、第27条の3 第3項

資 格	受 講 回 次	受 講 の 時 期
保安企画推進員	初 回	選任された日から 6月以内
	2回目以降	前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から 5年以内
保安主任者 保安係員	初 回	製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から 3年以内 ただし、選任された日にすでに製造保安責任者免状の交付を受けた日から2年6月以上経過している場合、選任された日から 6月以内
	2回目以降	前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から 5年以内

※「年度」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間です。

(2) LP法関係

LP法 第19条 第3項、第38条の9、LP法規則 第74条 第2項、第3項

資 格	受 講 回 次	受 講 の 時 期
業務主任者 (注) 液化石油ガス設備士 (注) 充てん作業員	初 回	販売主任者免状や液化石油ガス設備士免状(充てん作業員は講習修了証)の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から 3年以内 ただし、業務主任者に選任された日にすでに免状の交付を受けた日から2年6月以上経過している場合、選任された日から 6月以内
	2回目以降	前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から 5年以内

※「年度」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間です。

(注) 液化石油ガス設備士及び充てん作業員は、その業務に従事していなくても免状又は修了証の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に再講習を受講しなければなりません。受講義務が発生しますのでご注意ください。